

関係法令抜粋（方法書）

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）

（方法書についての意見の概要の送付）

第 9 条 事業者は、前条第 1 項の期間を経過した後、第 6 条第 1 項に規定する地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、前条第 1 項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

（方法書についての都道府県知事等の意見）

第 10 条 前条に規定する都道府県知事は、同条の書類の送付を受けたときは、第 4 項に規定する場合を除き、政令で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、当該都道府県知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。

3 第 1 項の場合において、当該都道府県知事は、前項の規定による当該市町村長の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

環境影響評価法施行令（平成 9 年政令第 346 号）

（方法書についての都道府県知事の意見の提出期間）

第 10 条 法第 10 条第 1 項の政令で定める期間は、90 日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120 日を超えない範囲内において都道府県知事が定める期間とする。

電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）

（事業用電気工作物に係る環境影響評価）

第 46 条の 2 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であつて環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種事業又は同条第 3 項に規定する第二種事業に該当するものに係る同条第 1 項に規定する環境影響評価（以下「環境影響評価」という。）その他の手続については、同法及びこの款の定めるところによる。

（方法書についての都道府県知事等の意見）

第 46 条の 7 環境影響評価法第 10 条第 1 項の都道府県知事の意見並びに同条第 4 項の政令で定める市長及び同条第 5 項の都道府県知事の意見であつて特定対象事業に係るものについては、これらの規定にかかわらず、事業者にとって経済産業大臣に対し、これらの規定の意見として述べるものとする。

2 都道府県知事は、環境影響評価法第 10 条第 1 項の意見であつて特定対象事業に係るものについては、同条第 3 項の規定によるほか、前条第 1 項の規定により同法第 9 条の書類に記載された事業者の見解に配慮しなければならない。

広島市環境影響評価条例（平成 11 年広島市条例第 30 号）

（法の規定に基づく市長の意見）

第 37 条 市長は、法第 3 条の 7 第 1 項、法第 10 条第 2 項又は法第 20 条第 2 項の規定により市長の意見を求められたときは、審査会の意見を聴き、書面により意見を述べるものとする。

2 市長は、前項の規定により意見を述べたときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、同項の書面の写しを公告の日から起算して 2 週間縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。